

令和2年度 デジタルタコグラフ及びドラレコ一体型 導入助成について

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 以下の期間に、千葉県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に、新たに助成対象装置を導入したものとする。
期間：令和2年3月1日～令和3年2月末日
3. 助成対象装置 別紙記載のデジタルタコグラフ及びドラレコ一体型車載器
4. 申請受付期間 令和2年6月1日～令和3年3月5日必着
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請を予告なく終了する。
5. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。
(全てA4サイズで作成)
 - (1) 令和2年度デジタルタコグラフ及びドラレコ一体型導入助成実績報告書
 - (2) 装着車両一覧表
 - (3) 装置装着証明書のコピー
 - (4) 購入の場合 …装置単価の記載がある**請求書**のコピー
リース・割賦の場合…装置単価の記載がある**見積書**のコピー
 - (5) 購入の場合 …領収書・インターネットバンキングの振込結果等のコピー
リース・割賦の場合…リース契約書・割賦販売契約書等のコピー
〔登録番号等の記載あり：リース契約書・割賦販売契約書等〕
〔登録番号等の記載なし：リース契約書、割賦販売契約書等、借受証・物件受領証等〕
 - (6) 装着車両の車検証のコピー
6. 助成台数 当該年度上期の会費請求台数(被牽引車を除く)までとし、上限50台。

7. 助成金額

導入費用(消費税除く)	助成金額
20万円以上	50,000円
10万円以上	30,000円
10万円未満	15,000円

※導入費用(消費税除く)が15,000円以下の場合は対象外

8. 助成金交付日 令和2年 6月～ 9月受付 … 令和2年11月末日交付
令和2年10月～翌年1月受付 … 令和3年 3月末日交付
令和3年 2月～ 3月受付 … 令和3年 5月末日交付

9. その他 手形による支払い、転貸リースによる導入は助成対象外とする。
但し、手形に関しては、年度内に決済が行われるものは助成対象とする。